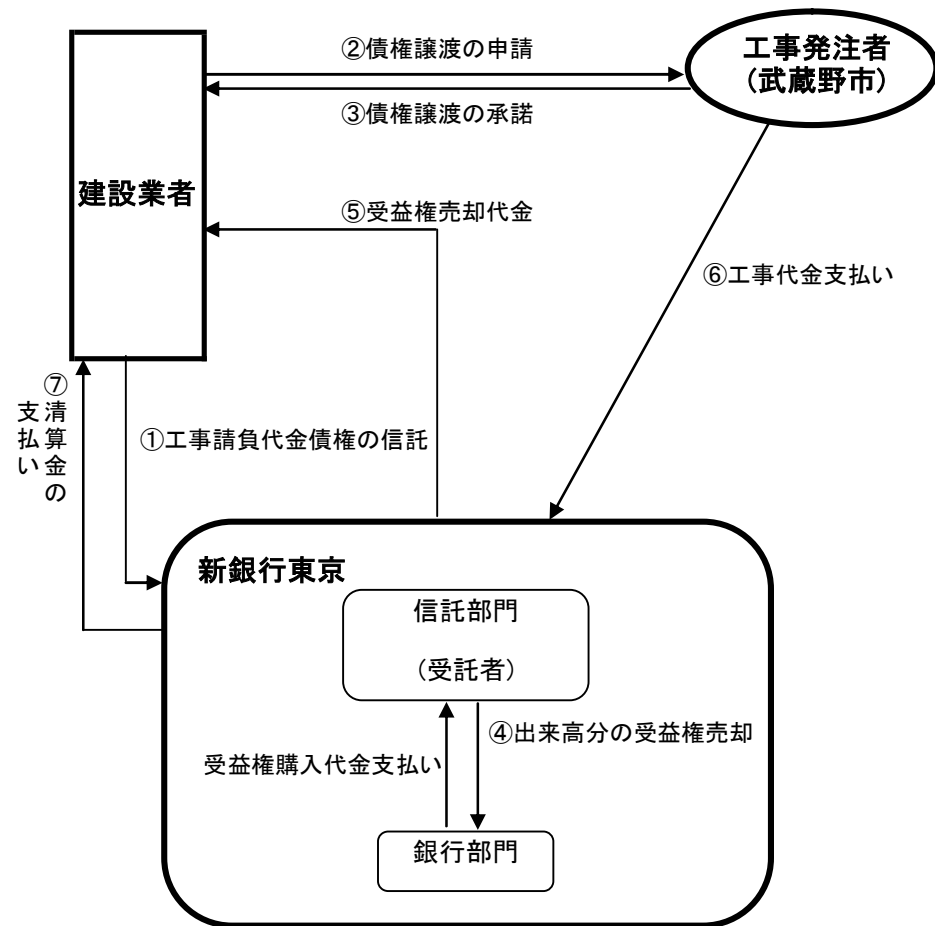


■ 公共工事代金債権信託制度のフロー図



■ 手続の流れ

- ① 建設業者は、新銀行東京との間で、工事請負代金債権を信託する手続きを行います。
- ② 建設業者と新銀行東京の連名で、武蔵野市に債権譲渡承諾の申請を行います。
- ③ 市は、債権譲渡の承諾(または不承諾)を行います。
- ④ 新銀行東京は、工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて信託受益権を購入します。
- ⑤ 新銀行東京は、元請業者に対し、受益権売却代金を支払います。
- ⑥ 市は、工事完成後、債権譲受人である新銀行東京に工事代金を支払います。
- ⑦ 新銀行東京は、受け取った工事代金から売却済受益権の元本償還・収益配当部分を差引いた金額を精算金として建設業者に返還します。

工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度が利用できます

■ 導入の目的

武蔵野市と工事請負契約を締結した中小建設業者の資金調達の円滑化を図るため、工事請負代金債権の譲渡を活用した2つの融資制度が利用できるようになりました。

■ 導入する制度

- ① 地域建設業経営強化融資制度
- ② 公共工事代金債権信託制度

■ 制度の概要

① 地域建設業経営強化融資制度

市から公共工事を受注・施工している元請企業が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金を事業協同組合等又は一定の民間事業者へ譲渡し、これを担保に同組合等から融資を受けることができる制度です。

これに加え、出来高を超える部分についても、保証事業会社の金融保証によって、金融機関からの融資を受けやすくなります。

② 公共工事代金債権信託制度

市から公共工事を受注・施工している元請企業が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権を新銀行東京へ譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。

■ 制度の内容

「工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度表」のとおりです。

■ 手続きの流れ

- ① 地域建設業経営強化融資制度……3ページのとおり
- ② 公共工事代金債権信託制度……4ページのとおり

■ 実施期日

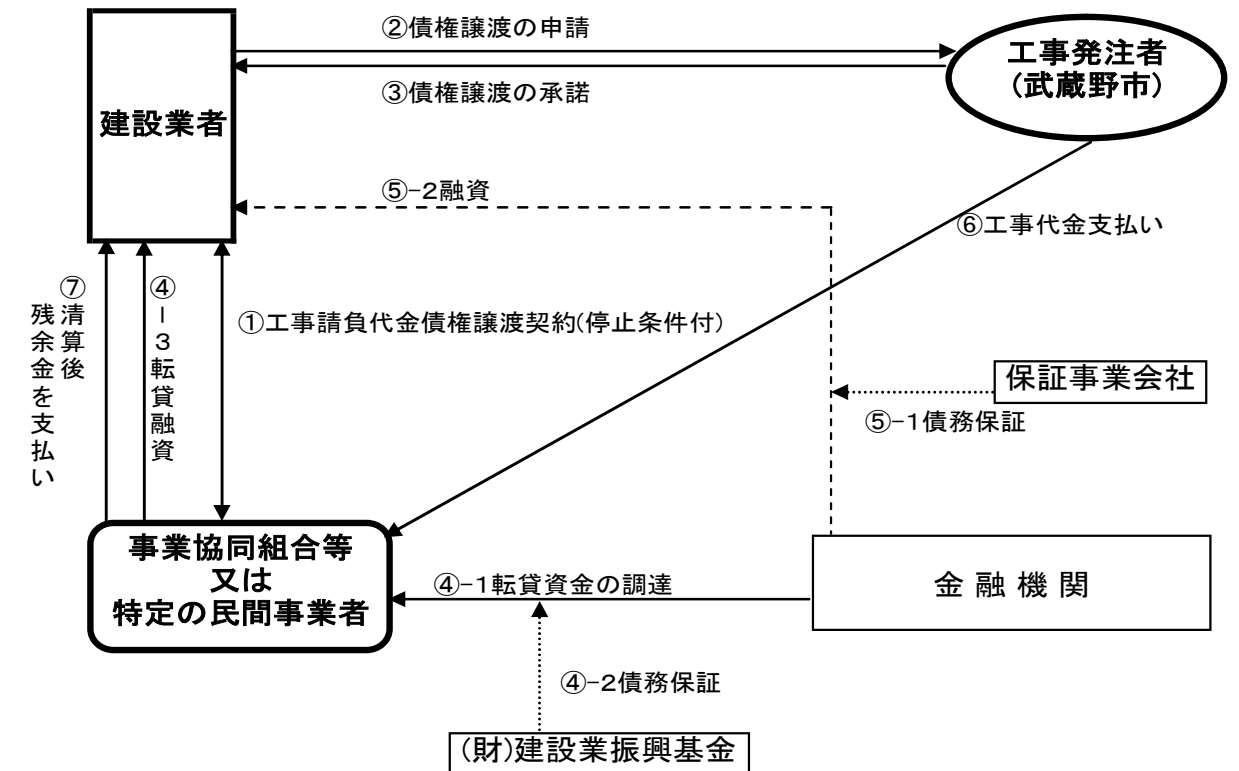
平成24年10月15日から施行し、施行日前に締結した契約についても適用します。  
但し、地域建設業経営強化融資制度については、平成28年3月末までの措置として実施します。

—問い合わせ—  
財務部管財課契約係  
TEL 0422-60-1817(直通)

■ 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度表

名称	地域建設業経営強化融資制度	公共工事代金債権信託制度「コントラスト」
手法	・転貸融資	・金銭債権信託
融資事業者 (受託事業者)	・事業協同組合、建設業者団体、建設業振興基金が適当と認める民間事業者 (都内では、ジェイケー事業協同組合、都中建協同組合、(株)建設経営サービス)	・新銀行東京
対象者	・中小・中堅の建設業者(資本金20億円以下又は従業員1,500人以下の建設業者)	・中小企業者(中小企業基本法第2条による)  ・当該工事に関し、下請人として中小企業を含んでいる大企業者
対象工事	・国、地方自治体等の発注する工事  ・工事の進捗状況が50%以上であること。  ・申請時点で工期が2週間以上あること。	・東京都、都関連団体、都内区市町村等の発注する工事  ・請負金額が1,000万円以上の競争入札による工事  ・工事の進捗状況が前払金、中間前払い金、部分払金相当額を概ね超えていること。  ・申請時点で工期が2週間以上あること。
金利等	・年率2～5%  ・国の金利助成(上限年率1.2%)あり。	・年率2.037%(信託受益権購入の配当率、平成24年7月1日現在)  ・他に0.3%の信託報酬等を要する。
手続期間	・申込から融資実行まで約4週間	・申込から入金まで約3～4週間(査定後約4～5日で入金可)
利点	・工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。  ・国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。  ・本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。  ・金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。	・工事完成前に債権を現金化することができます。  ・決算書等の提出、連帯保証人が不要。  ・融資ではないので、財務諸表の改善に貢献します。  ・工事の施工過程での資金調達が可能となり、下請企業への支払等、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図れます。

■ 地域建設業経営強化融資制度のフロー図



■ 手続の流れ

- ① 建設業者は、融資事業者(事業協同組合等又は特定の民間事業者)に工事請負代金債権を債権譲渡(停止条件付)する手続を行います。
- ② 建設業者と融資事業者の連名で、武蔵野市に債権譲渡承諾を申請します。
- ③ 市は、債権譲渡の承諾(または不承諾)を行います。
- ④ 融資事業者は、工事出来高の査定を行い、融資金額を算定して建設業者へ融資します(助成金の対象)。
- ⑤ 建設業者は、保証事業会社の金融保証による未完成工事部分の融資を受けることが可能です(助成金の対象外)。
- ⑥ 市は、工事完成後、債権譲受人である融資事業者に工事代金を支払います。
- ⑦ 融資事業者は資金を精算のうえ、残余金を建設企業へ返還します。